

合併協定書

前橋市
富士見村

前橋市及び勢多郡富士見村（以下「両市村」という。）は、両市村の合併に関し、事前に確認すべき内容について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく前橋市・富士見村合併協議会における協議結果を基本とし、以下のとおり協定する。

1 合併の方式

勢多郡富士見村を廃し、その区域の全部を前橋市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日は、平成21年5月5日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、「前橋市」とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、前橋市大手町二丁目12番1号とする。

5 財産の取扱い

勢多郡富士見村の財産（権利及び義務を含む。）は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

前橋市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項及び第3項の規定を適用し、前橋市の議会の議員の残任期間に限り、合併前の前橋市の議会の議員の定数に、合併前の勢多郡富士見村の区域を区域として設けられる選挙区の定数を加えた数とし、当該選挙区の定数は、3人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

富士見村の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項の規定を適用し、前橋市の農業委員会の選挙による委員の残任期間に限り、前橋市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。ただし、都市計画税につ

いては、富士見都市計画用途地域の区域に対し、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税しない。

なお、国民健康保険税の税率については、「23 各種事務事業の取扱い」において定める。

9 特別職の職員の身分の取扱い

富士見村の特別職の職員（村長、副村長及び教育長）の身分の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定める。

なお、両市村の合併に伴い、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。

10 一般職の職員の身分の取扱い

富士見村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。

なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとする。

11 条例、規則等の取扱い

前橋市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ、合併と同時に所要の改正等を行うものとする。

12 町名・字名の取扱い

富士見村の町名は、富士見村の意向を尊重し、「富士見町田島」、「富士見町引田」、「富士見町横室」、「富士見町原之郷」、「富士見町小沢」、「富士見町米野」、「富士見町時沢」、「富士見町小暮」、「富士見町石井」、「富士見町漆窪」、「富士見町市之木場」、「富士見町山口」、「富士見町皆沢」及び「富士見町赤城山」とする。

なお、富士見村の小字は、現行のままとする。

13 慣行の取扱い

(1) 市章

前橋市の制度に統一する。

(2) 市民憲章

前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村民憲章は、富士見地区の憲章として継承していく。

(3) 市の木及び花

前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村の木及び花は、富士見地区の推奨の木及び花として伝承していく。

なお、富士見村の鳥は、富士見地区の推奨の鳥として伝承していく。

1 4 支所の取扱い

富士見村役場は、支所とする。

支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。

1 5 審議会等の取扱い

富士見村に置かれている審議会等は、原則として前橋市の審議会等に統合するものとする。

なお、独自に置かれている審議会等については、実態を考慮し整備するものとする。

審議会等の委員構成については、必要により富士見村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

1 6 一部事務組合の取扱い

富士見村は、群馬県市町村総合事務組合及び群馬県市町村会館管理組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。

1 7 消防団の取扱い

富士見村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする。

富士見村の消防団員の待遇等については、富士見村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。

1 8 使用料、手数料等の取扱い

(1) 施設等の使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直すものとする。

(2) 手数料については、前橋市の制度に統一するものとする。

(3) 公共物の使用料及び占用料については、前橋市の制度に統一するものとする。
ただし、公共物の使用料及び道路占用料は、経過措置により段階的に調整するものとする。

- (4) 「2.3 各種事務事業の取扱い」において定める使用料、手数料等の取扱いについては除く。

1.9 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- ① 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。
- ② 統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。

2.0 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るものとする。

2.1 土地利用の取扱い

- (1) 富士見都市計画区域は、土地利用規制の急激な変化を避けるため、合併からおおむね10年後に前橋都市計画区域に統合するまでの間、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施しないものとする。
- (2) 富士見都市計画用途地域の区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、前橋都市計画区域、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の統合時期に合わせて、前橋市全体として調整を図るものとする。

2.2 地域審議会の取扱い

勢多郡富士見村の区域に市町村の合併の特例等に関する法律第22条第1項及び第2項の規定に基づく地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

2.3 各種事務事業の取扱い

(1) 国民健康保険税の取扱い

国民健康保険税の税率については、合併年度はそれぞれの市村の例により、平成22年度に統一するものとする。

(2) 保健福祉事業の取扱い

保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考

慮し調整するものとする。

(3) 保育料の取扱い

保育料の取扱いについては、前橋市の保育料に統一するものとする。

(4) 介護保険料の取扱い

介護保険料の取扱いについては、前橋市の介護保険料に統一するものとする。

(5) 環境対策事業の取扱い

- ① 騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等については、現行のままとする。
- ② 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、前橋市の制度を適用する。

(6) 清掃事業の取扱い

- ① ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。ただし、犬、猫等の小動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。
- ② ごみ処理手数料については、前橋市の制度に統一する。
- ③ ごみ処理に関する助成制度については、前橋市の制度に統一する。ただし、平成22年度限りで終了予定のわが町リサイクル庫設置補助制度については、富士見地区に限り、平成23年度まで実施する。
- ④ し尿収集については、現行のままとする。ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。
- ⑤ ペットボトルの処理及び売払いについては、前橋市の制度に統一する。
- ⑥ ごみ処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。

(7) 商工・観光事業の取扱い

- ① 富士見村で行われているまつり・イベントの取扱いについては、当分の間、現行のままとする。
- ② 金融制度の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

(8) 農業施策の取扱い

農業施策の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している施策等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

(9) 水道事業

- ① 水道料金については、前橋市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分については、段階的に調整する。
- ② 富士見村の簡易水道の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。
- ③ 検針、料金徴収、加入金及び工事手数料については、前橋市の制度に統一する。

(10) 下水道事業

- ① 下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。
- ② 受益者負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(11) 農業集落排水事業

農業集落排水事業使用料及び分担金については、前橋市の制度に統一する。ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

(12) 合併処理浄化槽関係

合併処理浄化槽設置補助金については、前橋市の制度に統一する。

(13) 学校教育関係の取扱い

- ① 学校給食費については、合併時に統一するものとする。
- ② 幼稚園の補助制度については、前橋市の制度に統一するものとする。
- ③ 育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。

(14) 社会教育関係の取扱い

- ① 各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- ② 公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。
- ③ 青少年海外派遣事業については、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で実施している中学生の海外派遣事業については、段階的に調整するものとする。
- ④ 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

2.4 新市基本計画

新市基本計画は、別添の「合併まちづくり事業計画」に定めるところによるものとする。

別紙

前橋市及び勢多郡富士見村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第22条第1項及び第2項の規定に基づき、合併前の勢多郡富士見村の区域（以下「対象区域」という。）に地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称は、前橋市富士見地区地域審議会とする。

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、平成21年5月5日から平成32年3月31日までとする。

(所掌事務)

第4条 審議会は、対象区域に係る次に掲げる事務について市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市基本計画の変更に関すること。
- (2) 新市基本計画の執行状況に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

2 審議会は、対象区域に係る必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。

(組織)

第5条 審議会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、対象区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募による者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、対象区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
(会議)

第8条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、市長が招集する。

- 2 会議は、毎年度、開催するものとする。
- 3 委員の4分の1以上の者から審議を求める事項を示して会議の招集の請求があるときは、市長は、これを招集しなければならない。
(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認めるときは、会議の議決により一部又は全部を非公開とすることができる。
- 4 議長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、対象区域に置く支所において処理する。

- 2 審議会の庶務の調整は、企画担当部署において処理する。

(委任)

第11条 この協議に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成21年5月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月7日

前 橋 市 長

富 士 見 村 長

立 会 人

前橋市議会議長

富士見村議会議長